

～障がい者を多数雇用している企業等の皆様へ～



ハート購入制度のご案内

岐阜県では、積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業、在宅就業障害者及び特例子会社等から、物品や役務を優先的に調達する制度（ハート購入制度）を平成14年度から行っています。

平成30年度からは、よりメリットのある制度となるよう、対象団体を拡充しております。ぜひ申請をご検討ください。

対象となる企業等

- 在宅就業障害者
- 在宅就業支援団体
- 特例子会社等
- 県内に本店又は支店等を有する中小企業で、以下の要件をすべて満たすもの。
 - ・令和4年1月から令和4年12月を通じ、毎月初日の障がい者雇用率が4%以上であること
 - ・岐阜県入札参加資格者名簿に登録されていること
 - ・申請書に記載された必要な添付書類が整備されていること

対象となる物品・役務

- ＜物 品＞ 木製家具、車椅子、垂れ幕・看板、寝具 など
- ＜役 務＞ クリーニング、リネンサプライ、公園・建物の清掃、車両運行管理、情報処理サービス など

※県が調達可能な物品等であれば対象となります。

※対象となる物品等は、障害者雇用努力企業等が製造又は製作する物品及び役務に限ります。

申請方法

所定の申請書に必要事項をご記入の上、添付書類とともに県庁労働雇用課へ提出してください。

（郵送による受付も行います。）

申請書は、県庁労働雇用課、各県事務所振興防災課産業労働係、県内の各ハローワーク窓口で配布しています。また、労働雇用課のホームページからダウンロードもできます。

ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61845.html>



認定のメリット

審査の結果、「障害者雇用努力企業等」として認定されると、岐阜県（県庁各課及び現地機関）が行う物品・役務等の調達について、優先的に受注することができます。（但し、必ずしも発注があるとは限りませんので、ご理解ください）。

※調達状況を労働雇用課のホームページで公表いたしますので、ご了承願います。

申請書提出期限

令和5年2月15日（水）※当課到着

（認定期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの分）

※上記期限以降も受付は随時行います、ただし、認定期間は認定日から令和6年3月31日までと短くなります。

問い合わせ・提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県商工労働部労働雇用課 障がい者就労係

TEL 058-272-8412